

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	久喜市佐間字古堤一七五二番一地先から同市佐間字古堤一七六二番一地先まで
供用開始の期日	令和二年八月二十八日
備考	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域及び平成三十年二月十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 二六三・八三メートル